

定期積金規定

定期積金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱いします。

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

1（掛金の払込み）

この積金は通帳記載の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。

2（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3（給付契約金の支払時期）

この積金は満期日以後に給付契約金を支払います。

4（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

または通帳記載の利回りに準じて計算した遅延利息をいただきます。

5（給付補填金等の計算）

（1）この積金の給付補填金は通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（2）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、掛込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。

② 当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は百円とします。

6（先払割引金の計算等）

（1）この積金の掛金が掛込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて計算します。この場合、先払日数30日以上のものに限ります。

（2）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7（満期日以後の利息）

満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8（解 約）

（1）この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに提出してください。

（2）債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

以 上
(2020. 4. 1)